

総 税 都 第 1 6 号
平成 3 0 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日（地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）は平成31年4月1日、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）は平成34年10月1日）から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。
イ ロからヲまでに掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税並びに同日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に行われる地方消費税の清算、同日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税、同日以後に行われる売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税並びに同日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税
ロ 第1章55並びに第3章5の3（1）、6の23及び6の24 平成32年4

- 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税
- ハ 第 2 章 3 (1) 平成 3 1 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税
 - ニ 第 2 章 1 3 及び 3 8 平成 3 1 年度以後の年度分の個人の道府県民税
 - ホ 第 2 章 4 7 (2) 平成 3 1 年 1 0 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税
 - ヘ 第 2 章 5 0 (1) 及び (3) 並びに 5 0 の 4 (3) 平成 3 2 年 1 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税
 - ト 第 2 章 5 0 (1 3)、5 0 の 2 (4)、5 0 の 4 (1 3) 及び 5 0 の 6 (4) 生産性向上特別措置法 (平成 3 0 年法律第 号) の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税
 - チ 第 2 章 7 9 及び 8 8 平成 3 1 年度以後に市町村に対し交付すべき配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金
 - リ 第 3 章 2 の 2 (3)、4 の 1 の 2、4 の 2 の 8、4 の 2 の 9 柱書、4 の 2 の 1 1、4 の 3 の 1 から 4 の 3 の 1 1 まで、4 の 4 の 5、4 の 4 の 8 及び 4 の 5 の 3 平成 3 2 年 1 月 1 日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税
 - ヌ 第 3 章 4 の 2 の 9 (3) 及び (4) 平成 3 0 年 5 月 1 日以後に支出される掛金に係る法人の事業税
 - ル 第 3 章 6 の 1 6 平成 3 0 年 4 月 1 日以後に提出される法人の事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書
 - ヲ 第 6 章 3、9 及び 1 0 平成 3 0 年 1 0 月 1 日以後に行われる売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税

なお、「地方税法の施行に関する取扱いについて (道府県税関係) の一部改正について」 (平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日総税都第 5 6 号総務大臣通知) による改正後の第 9 章 3 の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用することに改める。